## 札幌市生成 AI 遵守事項

令和5年(2023年)12月28日 デジタル戦略推進局長決裁 最終改正 令和7年(2025年)2月26日

#### 1. 目的

本資料は、札幌市が生成 AI を業務利用するにあたり遵守すべき事項を定めたものである。

2. 札幌市生成 AI 利用ガイドライン群における本資料の位置づけ

本資料を札幌市生成 AI 利用ガイドライン群(以下、「ガイドライン群」という。)の標準ルールに位置付け、これを遵守するために必要な事項については、 実践ガイドブックとして別にまとめる。また、ガイドライン群における管理名は「AI-HR002\_札幌市生成 AI 遵守事項」とする。

なお、本資料における用語は「AI-HR000\_札幌市生成 AI 利用ガイドライン群管理規程」(令和5年12月28日デジタル戦略推進局長決裁)に従う。

## 3. 手続

生成 AI 等又は生成 AI 等を使用したサービスを利用する場合には、事前にデジタル CoE への実施申請を行うこと。

#### 4. 遵守事項

業務において生成 AI 等又はその生成物を利用する場合には、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 生成 AI 等又はその生成物を利用する場合には、著作権、肖像権、商標権、 意匠権その他の他者の権利を不当に侵害しないよう配慮すること。
- (2) 生成 AI 等又はその生成物を利用する場合には、本ガイドライン群に限らず、国等の法令、本市の条例規則・内規、各事務の関係規定・通達等について、違反することがないかをよく確認したうえで利用の是非及び方法について判断すること。
- (3) 生成 AI 等又は生成 AI 等を使用したサービスを利用する場合には、サービス提供事業者による利用規約・制限事項等を確認し、本資料に定める遵守事項及び禁止事項や、札幌市情報セキュリティポリシー等に違反しないことを確認してから利用すること。
- (4) 外部の生成 AI 等又は生成 AI 等を利用するサービスを用いる場合には、 取り扱う情報資産を機密性1に限ること。ただし、利用規約、契約、設定等 により、入力された情報が、当該生成 AI 等の学習(再学習を含む)に用い

られないことが明らかな場合には、住民情報、機密情報その他の札幌市情報公開条例第7条に定める非公開情報(以下、「非公開情報」という。)を除く機密性3Cの情報資産まで扱うことができる。

# 5. 禁止事項

生成 AI の特性に鑑みて、次の各号に定めるとおり、業務上の生成 AI 等の開発、利用及び再学習(以下、「生成 AI 利用等」という。)における禁止事項を定める。利用者は、これを遵守するとともに、禁止される理由について十分に理解し、業務上の生成 AI 利用等が適切なものとなるよう努めなければならない。

- (1) 生成 AI 利用等においては、非公開情報を扱ってはならない。
- (2) 生成 AI 等は、あくまで本市職員(人間)が使う道具の一種として取り扱うものとし、本市の生成 AI 等及びその生成物を本市職員以外の者に直接利用させてはならない。
- (3) 生成 AI 等の生成物を利用する場合には、本市職員による内容の精査及び必要な修正等を行うものとし、出力されたまま確認なく利用してはならない。

附則(令和7年(2025年)2月26日改正) (施行期日)

1 この改正は、令和7年(2025年)3月1日から施行する。